

平成24年6月18日
仙台市消防局

東日本大震災時における 危険物仮貯蔵・仮取扱いについて



震災支援車両等の燃料補給を目的とした仮貯蔵・仮取扱承認事例

平成23年3月12日

災害復興支援車両等への燃料補給に伴う
仮貯蔵・仮取扱時における留意事項

仙台市消防局

- 1 静電気対策に関すること**
ドラム本体だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等からもアースを確保し、確実に静電気を発生させないこと（特にガソリンの貯蔵・取扱）
- 2 保有空地の確保に関すること。**

指定数量
ガソリン・・・200ℓ
灯油・軽油・・・1,000ℓ

指定数量の10倍以下・・・3m
指定数量の10～20倍・・・6m
- 3 消火設備の配置に関すること**
消火器2～3本の配置
- 4 危険物の浸透・流出防止対策に関すること**
地盤面はコンクリート等浸透しない場所を選ぶこと
砂等を配置し漏洩時の流出防止時の対応をとること
- 5 標識・掲示板の設置に関すること**
標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行なうこと
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」「品名・数量・倍数」「火気厳禁」30×60（cm）
- 6 侵入防止対策に関すること**
保有空地の周囲にバリケード等を立て空地を確保すること
敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止すること
- 7 危険物取扱従事者に関すること**
危険物取扱者免状保有者（甲、乙4、丙）が取り扱うのが望ましいこと

震災翌日(3/12～)

仙台を目指して人的・物的支援
危険物仮貯蔵・仮取り扱い承認申請増が見込まれる。



迅速・公平な承認手続きが必要
ただし、最低限の安全は担保



「震災復興支援車両等への燃料補給に伴う仮貯蔵・仮取扱時における留意事項」を発出し、窓口・FAX・HPにて周知



ガレキ処理や復旧の支援
危険物漏洩等の事故防止

平成23年 月 日

安全対策書

1 静電気対策を実施する。

ドラム本体だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等からもアースを確保し、確実に静電気を発生させないように留意する。(特にガソリンの貯蔵・取扱)

2 保有空地进行 m確保する。

3 消火設備を配置する。

消火器 本の配置

4 危険物の浸透・流出防止対策をする。

地盤面は浸透しない場所(コンクリート、耐油シートを敷く)
流出防止対策として砂等を配置

5 標識・掲示板を設置する。

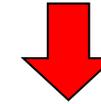
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」「品名・数量・倍数」「火気厳禁」30×60 (cm)

6 侵入防止対策を行なう

保有空地の周囲にバリケード等を立て空地を確保すること
敷地の出入り管理を徹底し、いたづら・盗難を防止すること

7 危険物取扱者免状保有者を優先的に配置させる

申請に必要な書類として、
申請書・安全対策書・案内図・配置
図+aとする。



安全対策書は・・・

当局が作成した記載例を
窓口・FAX等で配布



3月中は24時間受付体制で対応



必要な場合は、即日審査・即日承認
で対応(承認期間:10日間)

実際に申請された承認申請書

承認申請書

様式第1
 危険物仮貯蔵承認申請書

平成23年3月16日

仙台市消防局長 殿

申請者 仙台市青葉区 [住所] 支社長 [氏名]

危険物	住所	仙台市青葉区 [住所]	
所有者	氏名	[住所]	電話 [住所]
仮貯蔵(仮取扱)の場所 [住所]			
場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		庄	工業用地域
仮貯蔵(仮取扱)に使用する部分の面積			
敷地面積		㎡	敷地面積 100㎡
建築面積		㎡	空地の概要 駐車場
仮貯蔵(仮取扱)期間 平成23年3月16日から平成23年3月25日まで			
危険物の類、品名、数量		第4類第1石油(ガソリン) 3,000ℓ	指定数量の 1.5倍
貯蔵及び取扱方法 防油垫を敷け耐油シートで覆い漏えい防止措置をし、常時監視対応をする			
管理状況 200リットルの金属製容器(ドラム缶)にて貯蔵する			
消火設備 第五類消火設備 10型粉末消火器 3本			
仮貯蔵(仮取扱)の理由 災害時における復旧対応用として取扱い			
その他必要な事項 自動ポンプの容器入水と吸込口の給油設備、ガス検知機			
※受付欄	※経通欄	※手数料欄	
	承認年月日 [住所] 承認番号 第 [住所] 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">減免</div>	

備考 ※の欄は、記入しないこと。

手数料減免申請書

様式第1号
 消防関係手数料減免申請書

平成23年3月16日

(あて先) 仙台市長

申請者 仙台市青葉区 [住所] 支社長 [氏名]

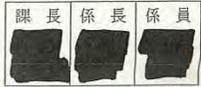
名称	[住所] 支店
事務所所在地	仙台市青葉区 [住所] (電話) 022-[住所]
製造所等所在地	仙台市青葉区 [住所] (電話) 022-[住所]
手数料の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 消防法関係手数料 <input type="checkbox"/> 火薬類取締法関係手数料 <input type="checkbox"/> 仙台市火災予防条例関係手数料 <input type="checkbox"/> 石油コンビナート等災害防止法関係手数料 <input type="checkbox"/> 高圧ガス保安法関係手数料 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料
手数料の項目	危険物仮貯蔵仮取扱承認申請
減免申請の理由	災害時における復旧対応のため

平成23年3月16日

決定

承認  不承認

課長 係長 係員



添付書類

安全対策書

平成23年 3月 6日

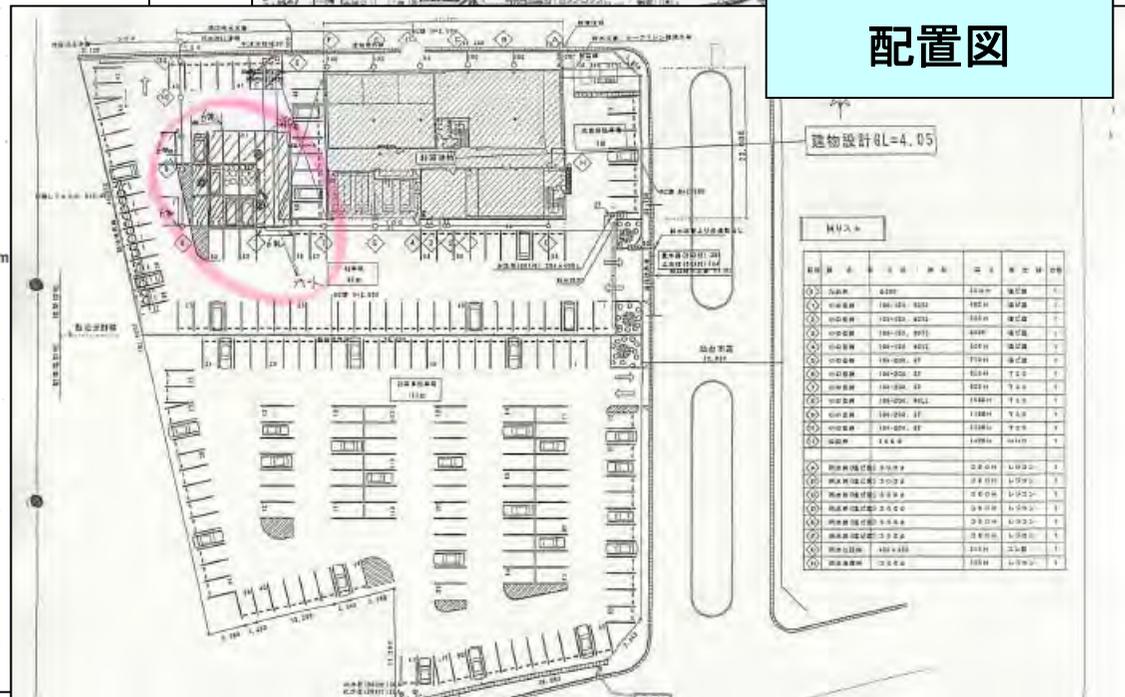
安全対策書

- 1 静電気対策を実施する。
ドラム本体だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等からもアースを確保し、確実に静電気を発生させないように留意する。(特にガソリンの貯蔵・取扱)
- 2 保有空地を 6 m確保する。
- 3 消火設備を配置する。
消火器 3本の配置
- 4 危険物の浸透・流出防止対策をする。
地盤面は浸透しない場所(コンクリート、帯油シートを敷く)
流出防止対策として砂等を配置
- 5 標識・掲示板を設置する。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」「品名・数量・倍数」「火気厳禁」30×60 (cm)
- 6 侵入防止対策を行なう。
保有空地の周囲にバリケード等を立て空地を確保すること
敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止すること
- 7 危険物取扱者免状保有者を優先的に配置させる。

案内図



配置図





承認期間内に**必ず立入検査**を行なうことで**安全対策等を確認**



開放



アース線



**承認期間(10日間)では、到底、燃料油の供給は正常化せず
連日、入荷するか判らない給油取扱所に長蛇の列が...**



震災から1ヶ月間で申請された
危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請数

	H23.3.12～4.11			
	1回のみ	2回まで	3回以上	
承認申請	95件	13 (施設)	20 (施設)	13 (施設)

※ 全ての申請手数料は減免

燃料油の供給が正常化するまで、法令で定める10日間毎に、連続して同一場所での危険物仮貯蔵・仮取扱を承認することで対応

→ただし、同一場所であっても、承認申請毎に必ず立入検査を行ない安全対策等を確認